令和5年11月1日(市長決裁)

# 戸田公園駅周辺まちづくり用地の土地利用方針等

#### 1. 土地利用方針

## 戸田公園駅周辺まちづくり用地の土地利用方針

下記の戸田公園駅周辺まちづくり用地については、戸田公園駅周辺の整備の用に供する。

なお、上記の活用を妨げない範囲で別途定める暫定利用方針に従って有効利用 を図る。

記

### 土地の所在

地番	地積	所有者
本町5丁目2079番1	4862.68 <b>m</b> ²	戸田市
本町5丁目2079番5	699.36 <b>m</b> ²	戸田市
(合計)	5 5 6 2 . 0 4 <b>m</b> ²	



位置図

#### 2. 暫定利用方針

### 戸田公園駅周辺まちづくり用地の暫定利用方針

「戸田公園駅周辺まちづくり用地の土地利用方針」に定める暫定利用方針を以下のとおり定める。

暫定利用の方法については、以下の方針に基づき決定し、その活用を図る。

- 1. 市が行う事業で利用要望のあったものの内、以下の観点を総合して決定する。 緊急かつ重要な行政施策に基づくものであり、他に適地がないものであること。 暫定利用期間が確実にかつ責任を持って守られるものであること。 別記の「暫定利用の基本的条件」に合致すること。
- 2. 上記1に該当する利用がない場合、或いは、未利用地が残存する場合は、当該用地を 財政的見地から以下の条件を付して民間へ賃貸する。なお、募集方法、決定方法等は 別途定める。

賃貸契約条項等を忠実に遵守し、社会信義に反しない利用並びに管理方法が確実 に励行されること。

暫定利用期間が確実にかつ責任を持って守られること。 別記の「暫定利用の基本的条件」に合致すること。

#### 3. 暫定利用の基本的条件

## 戸田公園駅周辺まちづくり用地の暫定利用の基本的条件

戸田公園駅周辺まちづくり用地に係る「暫定利用の基本的条件」は以下のとおりとする。

- 1. 暫定利用期間は原則5年以内とし、戸田公園駅周辺整備に該当する事業の開始に伴い、存続が支障となった時点で、使用停止となること。(部分的な場合を含む)ただし、特に市長が認める場合は、1回限り更新可能として最長10年まで延長することができる。
- 2. 敷地に接して主要幹線道路があることから、交通を著しく増加或いは阻害させる利用 形態は避けるとともに、南北に横断する市道は小学校、中学校の通学路であることに 配慮すること。
- 3. 将来の駅周辺整備の推進に支障とならない利用であること。
- 4. 周辺の生活環境や土地利用に悪影響を及ぼさないこと。
- 5. 暫定利用については、暫定利用終了後は更地で返還すること。
- 6. 暫定利用に係る整備費用、暫定利用期間中の維持管理、並びに終了後の整地(更地化)の費用等は担当課或いは借主の負担となること。